

<いじめの定義>

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

「いじめはどの学校にも、どの子供にも起きている」という認識のもと、いじめの早期発見・早期指導に全力で取り組みます

【年間行事】

- 4月 学級開き
職員研修
- 5月 人権作文
- 6月 情報モラル授業（予定）
保護者面談
- 8月 あいさつ運動（予定）
- 9月 異学年交流（予定）
- 10月 あいさつ運動（予定）
- 11月 いじめ撲滅強調月間
- 12月 あいさつ運動（予定）
いじめ防止プログラム
- 1・2・3月
進級に向けての個別相談
*毎月アンケート実施
*道徳教育の充実

未然防止

日々の教育活動の充実

- ①「わかる授業」「楽しい授業」の推進
- ②道徳教育の充実
- ③大切な一員であることを実感できる学級づくり
- ④戸二っ子スタイルの徹底
- ⑤アンケートの実施（毎月）
- ⑥教職員研修
- ⑦PTA ネットワーク構築
- ⑧学校運営協議会による学校支援



- ◎児童一人一人の心を理解する。
- ◎学級や学校のルールを守る。
- ◎自己有用感を高める。
- ◎個別指導を充実させる。
- ◎地域と連携する。

早期発見

組織的な対応

- ①運営委員会（校長・教頭・主幹教諭・学年主任）
 - ②生徒指導部会（校長・教頭・生徒指導主任・各学年生徒指導部）
 - ③コミュニティスクール
 - ④各教科等部会
 - ⑤教育相談部会
- *早期発見が重要です。お子様の様子で気になることがあれば、学校に連絡をください。



【早期発見の基本】

- ◎児童のささいな変化に気付く。
 - ◎気付いた情報を共有する。
 - ◎速やかに対応する。
- （いつ?どこで?誰が?何を?どのように?）

対処

適切な指導の徹底

- ①いじめている児童への指導
- ②いじめられている児童への支援
- ③周りではやし立てる児童への対応
- ④見て見ぬふりをする児童への対応
- ⑤学級全体への指導
- ⑥家庭との連携



- 「いじめは絶対に許さない。」
- ◎毅然とした態度での指導
 - ◎成長段階を配慮した指導
 - ◎組織的な指導
 - ◎再発を防止するための指導

<参考資料>

①令和5年度学校いじめ防止基本方針・戸田第二小学校

②いじめ防止対策推進法



対処が終わっても継続して観察を続けます

- ①いじめに係わる行為が止むまで（最低3ヶ月）
- ②被害児童が心身の苦痛を感じなくなるまで（個別面談）
- ③教育相談を通して情報収集

